

「25年度までの制度」

寄附金額5万円			
適用下限額	【所得税分】 所得控除による軽減	【個人住民税分】 税額控除(基本分)	【個人住民税分】 税額控除(特例分) ※所得割額の1割が上限
2千円	$(5万円 - 2千円) \times 20\% [所得税の限界税率]$ =9,600円	$(5万円 - 2千円) \times 10\%$ =4,800円	$(5万円 - 2千円) \times (90\% - 20\% [所得税の限界税率])$ =33,600円
← 軽減額48,000円 →			

「26年度からの制度」

寄附金額5万円			
【復興特別所得税分(B)】 【(A) × 2.1% (復興所得税率) = 200円】			
適用下限額	【所得税分(A)】 所得控除による軽減	(B)	【個人住民税分】 税額控除(特例分) ※所得割額の1割が上限
2千円	$(5万円 - 2千円) \times 20\% [所得税の限界税率]$ =9,600円		$(5万円 - 2千円) \times (90\% - 20\% [所得税の限界税率]) \times 1.021$ =33,400円
← 軽減額48,000円 →			